

第1回 町田市廃棄物最終処分場閉鎖等検討委員会

平成18年度調査結果 データ集

【目次】

1. 埋立地内での調査	1-1
(1) 埋立廃棄物調査	1-1
(2) 浸出水原水調査	1-4
(3) 埋立ガス性状調査	1-5
2. 埋立地外での調査	2-1
(1) 地下水調査	2-1
(2) 底質・水質調査	2-3
(3) 臭気調査	2-3
3. その他の調査	3-1
(1) MB No.1 掘削物調査	3-1

平成19年7月12日（木） 19:00～21:00

町田リサイクル文化センター

町田市清掃事業部清掃総務課

1. 埋立地内での調査

(1) 埋立廃棄物調査

① 地質調査の結果

調査箇所	池の辺				峠谷		
	IB No. 1	IB No. 2	IB No. 3	IB No. 4	TB No. 1	TB No. 2	TB No. 3
掘削延長	L=11.45 m	L=6.50 m	L=13.45 m	L=9.50 m	L=7.45 m	L=8.45 m	L=5.45 m
水位	×	×	×	○ (GL-6.45 m)	×	×	×
覆土 (埋立地表面)	約 20 cm (礫混じりローム)	約 20 cm (粘土質の土砂)	約 20 cm (礫質土)	約 60 cm (礫混じり土砂)	約 20 cm (粘性土)	約 25 cm (礫混じり土砂)	約 40 cm (礫混じり土砂)
廃棄物の内容	0.20~8.00 m 焼却灰主体で少量の金属片、ガラス片、陶磁器片、ビニール片が混入 8.00~11.45 m 土砂、燃え殻、ガラス片、陶磁器片、プラスチック片、ビニール片、木片、焼却灰が混合	0.20~6.50 m 焼却灰主体で極少量の金属片、繊維くず、プラスチック片が混入	0.20~4.45 m 焼却灰主体で少量の金属片、繊維くずが混入 4.45~5.45 m 土砂と焼却灰主体でプラスチック片、ガラス片が中量混入 5.45~10.00 m 燃え殻主体で多量の焼却灰、金属片、木片、ビニール片、ガラス片、木片が混入 10.00~13.45 m 土砂とビニール片主体で燃え殻、焼却灰、プラスチック片、陶磁器片が混入	0.60~2.50 m 焼却灰主体で少量の金属片、ガラス片、陶磁器片が混入 2.50~2.65 m 粘性土による覆土 2.65~3.60 m 焼却灰主体で陶磁器片、ガラス片が混入 3.60~9.50 m 土砂主体で焼却灰、ビニール片、ガラス片、陶磁器片、プラスチック片が混入	0.20~2.30 m 焼却灰主体で少量の木片、ガラス片、陶磁器片、プラスチック片、ビニール片が混入 2.30~3.85 m ロームによる覆土で極少量の焼却灰、ガラス片、陶磁器片、ビニール片が混入 3.85~4.50 m 燃え殻主体でプラスチック片、木片、焼却灰が混入 4.50~5.00 m 焼却灰主体で燃え殻、ガラス片、金属片が混入 5.00~7.45 m 焼却灰主体で少量のプラスチック片、ビニール片、ガラス片が混入	0.25~3.65 m 焼却灰主体で少量の金属片、ガラス片、陶磁器片、プラスチック片、ビニール片、繊維くずが混入 3.65~3.90m 粘性土による覆土 3.90~4.50 m レンガ片主体でプラスチック片、木片が混入 4.50~5.00 m 焼却灰主体で燃え殻、ガラス片、金属片が混入 5.00~8.45 m 焼却灰主体で少量のプラスチック片、ビニール片、金属片、木片が混入	0.40~1.00 m 焼却灰主体でプラスチック片、ビニール片が極少量混入 1.00~1.45 m ビニール片主体の土砂 1.45~1.90 m 焼却灰 1.90~2.45 m ビニール片、プラスチック片、焼却灰と土砂が混合 2.45~2.70 m ロームによる覆土 2.70~3.55 m 焼却灰主体で極少量のビニール片が混入 3.55~4.00 m ビニール片、プラスチック片主体で少量のガラス片、陶磁器片が混入 4.00~4.45 m 土砂と少量の焼却灰、ビニール片が混合
N値	7~50/9	3~50/26	3~32	3~50/15	3~21	3~20	2~9
現場密度 (g/cm ³)	1.071~1.933	1.310~1.632	1.081~2.058	1.268~2.058	1.476~1.892	0.800~1.611	1.201~1.788

② 埋立廃棄物の分析結果（池の辺）

項目	検体名称 採取 年月日 単位	定量下限値	IB No.1	IB No.1	IB No.1	IB No.2	IB No.2	IB No.2	IB No.3	IB No.3	IB No.3	IB No.4	IB No.4	IB No.4	【参考】 埋立基準 ^{注1}	【参考】 土壤 環境基準 ^{注2}	
			上層 GL-0.2m~ GL-0.5m	中層 GL-5.45m~ GL-5.75m	下層 GL-10.85m~ GL-11.45m	上層 GL-0.2m~ GL-0.5m	中層 GL-3.4m~ GL-3.7m	下層 GL-6.0m~ GL-6.5m	上層 GL-0.2m~ GL-0.5m	中層 GL-6.45m~ GL-6.75m	下層 GL-12.85m~ GL-13.45m	上層 GL-0.6m~ GL-0.9m	中層 GL-5.0m~ GL-5.6m	下層 GL-8.8m~ GL-9.45m			
			H19.2.1	H19.2.1	H19.2.1	H19.1.31	H19.1.31	H19.1.31	H19.2.7	H19.2.7	H19.2.7	H19.1.30	H19.1.30	H19.1.30			
溶出試験 注3	水素イオン濃度	pH	-	10.2	10.4	10.4	10.3	10.3	10.4	10.6	7.9	7.9	9.3	7.9	8.0	-	-
	生物化学的酸素要求量	mg/L	0.5	1.1	1.1	11	1.2	1.1	2.8	2.5	9.3	11	0.9	2.1	6.0	-	-
	化学的酸素要求量	mg/L	0.5	2.3	1.2	15	2.3	1.2	2.3	2.9	22	17	2.0	4.3	10	-	-
	カドミウム	mg/L	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.3以下	0.01以下
	全シアン	mg/L	0.1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1以下	検出されないこと
	有機りん	mg/L	0.1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1以下	検出されないこと
	鉛	mg/L	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	0.3以下	0.01以下
	六価クロム	mg/L	0.005	0.039	0.035	0.010	0.024	0.014	0.024	0.028	ND	ND	0.025	ND	ND	1.5以下	0.05以下
	砒素	mg/L	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.3以下	0.01以下
	総水銀	mg/L	0.0005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005以下	0.0005以下
含有量試験 注4	塩化物イオン	mg/L	0.1	35.6	283	448	164	911	519	-	-	-	-	-	-	-	
	カドミウム	mg/kg	0.5	13	13	6.9	14	16	13	14	6.3	5.9	14	2.9	3.3	-	-
	全シアン	mg/kg	1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-
	鉛	mg/kg	5	1000	1300	540	1200	1200	1100	1500	500	600	1400	340	260	-	-
	六価クロム	mg/kg	0.5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-
	砒素	mg/kg	0.5	7.4	10	8.2	7.7	9.5	9.8	7.4	9.8	7.2	8.0	7.1	6.3	-	15以下
	総水銀	mg/kg	0.005	0.20	0.23	0.24	0.46	0.22	0.26	0.099	1.1	0.53	2.5	0.32	0.44	-	-
その他	ダイオキシン類	ng-TEQ/g	-	2.7	2.1	0.86	2.5	3.0	2.1	1.8	0.62	1.5	4.0	0.33	0.21	3以下	1以下
	全水分量	wt%	-	24.7	23.3	23.0	25.7	24.2	20.9	22.4	30.2	34.3	30.2	31.9	31.9	-	-
	全灰分	wt%	-	65.2	66.5	67.7	64.0	66.1	70.2	66.4	59.8	57.0	60.5	62.2	59.4	-	-
	可燃分	wt%	-	10.2	10.2	9.2	10.3	9.7	9.0	11.2	9.9	8.7	9.3	5.9	8.7	-	-
	色	-	-	灰色	灰色	黒褐色	灰色	灰色	灰オリーブ色	灰色	オリーブ黒色	オリーブ黒色	灰色	暗褐色	黒褐色	-	-
臭い	-	-	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	-	-	

注1：埋立基準は、①「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年2月17日総理府令第5号）、②「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成11年12月27日総理府令第67号）に示される基準である。

（上記①は産廃の埋立に係る基準であるため適用外、②は経過措置による特例により本処分場には適用外）

注2：土壤環境基準は、①「土壤の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）、②「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）に示される基準である。

（上記①及び②については、環境基準[維持されることが望ましい基準]で、廃棄物最終処分場は適用外）

注3：「ND」は、定量下限値以下であったことを示す。

注4：溶出試験の検液作成は平成3年8月23日環境庁告示第46号に従った。

注5：土壤含有試験については、乾燥固型物当りの測定値である。

③ 埋立廃棄物の分析結果（峠谷）

項目	検体名称 採取 単位 年月日	定量下限値	TB No.1	TB No.1	TB No.1	TB No.2	TB No.2	TB No.2	TB No.3	TB No.3	TB No.3	【参考】 埋立基準 ^{注1}	【参考】 土壤 環境基準 ^{注2}	
			上層 GL-0.2m~ GL-0.5m	中層 GL-3.85m~ GL-4.45m	下層 GL-6.85m~ GL-7.45m	上層 GL-0.2m~ GL-0.5m	中層 GL-3.45m~ GL-3.75m	下層 GL-7.7m~ GL-8.0m	上層 GL-0.4m~ GL-0.9m	中層 GL-2.7m~ GL-3.0m	下層 GL-4.5m~ GL-4.9m			
			H19.2.8	H19.2.8	H19.2.8	H19.2.2	H19.2.2	H19.2.2	H19.2.1	H19.2.1	H19.2.1			
溶出試験 注3	水素イオン濃度	pH	-	9.8	8.0	8.9	10.3	10.1	9.9	9.1	9.3	8.0	-	-
	生物化学的酸素要求量	mg/L	0.5	2.6	8.3	7.6	1.8	5.3	5.4	1.7	1.4	2.8	-	-
	化学的酸素要求量	mg/L	0.5	ND	41	45	3.5	4.4	16	3.5	3.1	4.0	-	-
	カドミウム	mg/L	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.3以下	0.01以下
	全シアン	mg/L	0.1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1以下	検出されないこと
	有機りん	mg/L	0.1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1以下	検出されないこと
	鉛	mg/L	0.001	ND	ND	ND	ND	0.001	0.001	ND	ND	ND	0.3以下	0.01以下
	六価クロム	mg/L	0.005	0.025	ND	ND	0.020	0.011	ND	0.018	0.11	ND	1.5以下	0.05以下
	砒素	mg/L	0.001	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.3以下	0.01以下
	総水銀	mg/L	0.0005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005以下	0.0005以下
含有量試験 注4	カドミウム	mg/kg	0.5	16	3.1	9.0	14	19	30	16	23	7.7	-	-
	全シアン	mg/kg	1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-
	鉛	mg/kg	5	1300	120	650	1100	1400	1900	880	1100	550	-	-
	六価クロム	mg/kg	0.5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-
	砒素	mg/kg	0.5	8.6	5.9	10	6.9	8.6	9.7	7.4	9.4	10	-	15以下
	総水銀	mg/kg	0.005	0.36	0.094	0.78	0.19	0.35	0.90	2.2	0.36	0.88	-	-
	ダイオキシン類	ng-TEQ/g	-	3.5	0.075	1.6	2.9	4.6	2.3	6.3	3.9	1.3	3以下	1以下
その他	全水分量	wt%	-	27.4	42.5	37.7	24.0	29.0	26.3	24.1	29.5	30.0	-	-
	全灰分	wt%	-	61.9	50.2	52.9	66.7	60.7	61.8	63.2	56.9	60.7	-	-
	可燃分	wt%	-	10.7	7.2	9.5	9.3	10.3	11.8	12.7	13.6	9.4	-	-
	色	-	-	褐灰色	黒褐色	黒褐色	褐灰色	灰色	灰色	暗灰黄色	黄灰色	黒褐色	-	-
	臭い	-	-	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	-	-

注1：埋立基準は、①「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年2月17日総理府令第5号）、②「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成11年12月27日総理府令第67号）に示される基準である。

（上記①は産廃の埋立に係る基準であるため適用外、②は経過措置による特例により本処分場には適用外）

注2：土壤環境基準は、①「土壤の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）、②「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）に示される基準である。

（上記①及び②については、環境基準〔維持されることが望ましい基準〕で、廃棄物最終処分場は適用外）

注3：「ND」は、定量下限値以下であったことを示す。

注4：溶出試験の検液作成は平成3年8月23日環境庁告示第46号に従った。

注5：土壤含有試験については、乾燥固型物当りの測定値である。

(2) 浸出水原水調査

項目	検体名称 採取年月日 単位 時刻	定量 下限値	IB No.4	TB No.2	ガス抜き 管No.2	【参考】 放流基準 ^{注1}	処理施設 流入値 ^{注2}	
			H19.2.24	H19.2.24	H19.2.24		池の辺	峠谷
			9:30	9:50	11:20			
水素イオン濃度	pH	-	8.5	11.4	7.5	5.8以上8.6以下	7.1	7.6
生物化学的酸素要求量	mg/L	0.5	10	31	0.9	60以下	3.0	7.4
化学的酸素要求量	mg/L	0.5	82	150	4.1	90以下	-	-
浮遊物質	mg/L	1	1200	3300	96	60以下	1.5	2
全窒素	mg/L	0.01	11.7	14.8	4.49	120以下	-	-
全りん	mg/L	0.05	1.93	8.13	0.17	16以下	-	-
有機体炭素	mg/L	0.5	4.4	9.6	1.4	-	-	-
塩化物イオン	mg/L	0.1	1420	605	1780	-	4700	240
酸化還元電位	mV	1	+300	+270	+330	-	-	-
フッ素	mg/L	0.05	0.37	1.6	0.15	15以下	0.06	0.06
硫化物	mg/L	5	ND	ND	ND	-	-	-
シアン化合物	mg/L	0.02	ND	ND	ND	1以下	ND	ND
n-ヘキサン抽出物質	mg/L	5	ND	ND	ND	5以下	ND	ND
フェノール類	mg/L	0.01	ND	ND	ND	5以下	0.01	0.01
六価クロム	mg/L	0.02	ND	ND	ND	0.5以下	ND	ND
総水銀	mg/L	0.0005	0.0027	0.0028	ND	0.05以下	ND	ND
溶解性鉄	mg/L	0.2	0.3	ND	ND	10以下	ND	ND
溶解性マンガン	mg/L	0.1	ND	ND	ND	10以下	0.5	0.2
カドミウム	mg/L	0.005	0.013	0.17	ND	0.1以下	ND	ND
鉛	mg/L	0.01	1.1	12	ND	0.1以下	ND	ND
ひ素	mg/L	0.01	0.02	ND	ND	0.1以下	ND	ND
銅	mg/L	0.01	1.7	30	0.03	3以下	0.0125	ND
亜鉛	mg/L	0.01	2.9	32	0.06	2以下	0.15	0.02
クロム	mg/L	0.02	0.09	1.1	ND	2以下	ND	ND
ほう素及びその化合物	mg/L	0.1	0.5	ND	0.3	50以下	0.1	0.5
アルキル水銀	mg/L	0.0005	ND	ND	ND	検出されないこと	ND	ND
PCB	mg/L	0.0005	ND	ND	ND	0.003以下	ND	ND
有機機化合物	mg/L	0.01	ND	ND	ND	1以下	ND	ND
四塩化炭素	mg/L	0.002	ND	ND	ND	0.02以下	ND	ND
ジクロロメタン	mg/L	0.02	ND	ND	ND	0.2以下	ND	ND
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004	ND	ND	ND	0.04以下	ND	ND
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02	ND	ND	ND	0.2以下	ND	ND
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04	ND	ND	ND	0.4以下	ND	ND
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005	ND	ND	ND	3以下	ND	ND
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006	ND	ND	ND	0.06以下	ND	ND
トリクロロエチレン	mg/L	0.002	ND	ND	ND	0.3以下	ND	ND
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005	ND	ND	ND	0.1以下	ND	ND
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002	ND	ND	ND	0.02以下	ND	ND
チウラム	mg/L	0.006	ND	ND	ND	0.06以下	ND	ND
シマジン	mg/L	0.003	ND	ND	ND	0.03以下	ND	ND
チオベンカルブ	mg/L	0.002	ND	ND	ND	0.2以下	ND	ND
ベンゼン	mg/L	0.01	ND	ND	ND	0.1以下	ND	ND
セレン	mg/L	0.01	ND	ND	ND	0.1以下	ND	ND
大腸菌群数	個/mL	-	3	0	81	3000以下	-	0.5
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	-	2200	-	3.7	10	-	10.8
温度(水温)	℃	-	12.6	16.5	11.9	-	-	-
外観	-	-	淡灰黄色	濃灰茶色	淡灰茶色	-	-	-
透視度	度(cm)	-	>30	3.5	>30	-	-	-

注1：放流基準値は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和51年3月14日総理府・厚生省令第1号)に示される基準値である。また、「検出されないこと」とは指定の分析方法において、その結果が当該分析方法の定量下限値を下回ることをいう。

(基準が適用されるのは水処理施設で処理した後の放流水であるため、浸出水原水には適用外)

注2：別途業務におけるモニタリングデータ(平成18年4月24日と10月12日の分析値の平均値、ダイオキシン類のみ平成17年8月9日と平成19年2月9日の平均値)

注3：ダイオキシン類のTEQ換算について(①毒性等価係数は、WHO(1998)のTEFを用いた。②毒性当量の算出結果は、定量下限値以上の値はそのままその値を用い、定量下限値未満のものは0として算出した結果を用いた。)

注4：「ND」は、定量下限値以下であったことを示す。

(3) 埋立ガス性状調査

① 埋立ガス性状調査の結果

項目	検体名称 採取年月日 時刻 単位	定量 下限値	IB No.1	IB No.2	IB No.3	IB No.4	TB No.1	TB No.2	TB No.3	環境基準値 ^{注1} 及び指針値 ^{注2}
			H19. 3. 1	H19. 2. 20	H19. 2. 20	H19. 2. 20	H19. 2. 20	H19. 2. 20	H19. 2. 20	
			9:45 ~ 14:00	10:50 ~ 14:50	11:05 ~ 15:10	11:20 ~ 15:25	10:10 ~ 14:10	10:00 ~ 16:00	10:25 ~ 14:30	
湿り排出ガス量	m ³ (N) /h	0.6	3.4	9.8	0.6	0.7	0.7	13.3	ND	-
メタン	ppm	-	6.1	6.3	17000	1300	11	3500	4.0	-
窒素	vol %	0.1	81.1	87.4	91.2	83.3	97.6	97.3	78.6	-
酸素	vol %	0.1	18.8	12.5	6.7	16.1	2.2	2.2	21.0	-
二酸化炭素	vol %	0.05	ND	ND	0.28	ND	0.23	ND	0.15	-
硫化水素	ppm	0.01	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-
水銀	μg/m ³	0.001	0.015	0.043	0.029	0.024	0.003	0.010	0.008	0.04
排出ガス温度	℃	-	12.8	14.3	27.6	10.6	11.6	10.3	11.0	-
ベンゼン	μg/m ³	1	ND	ND	170	ND	ND	86	ND	3
ジクロロメタン	μg/m ³	1	ND	ND	3	ND	ND	2	ND	150

注1：環境基準（ベンゼン・ジクロロメタン）は「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について（平成9年2月4日 環境庁告示第4号）」による。

（上記基準は、維持することが望ましい基準[数値は1年平均値]で、工業専用地域・車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用外）

注2：指針値（水銀）は「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第7次答申[平成15年7月中央環境審議会]）」による。

（上記指針値は、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる環境目標値）

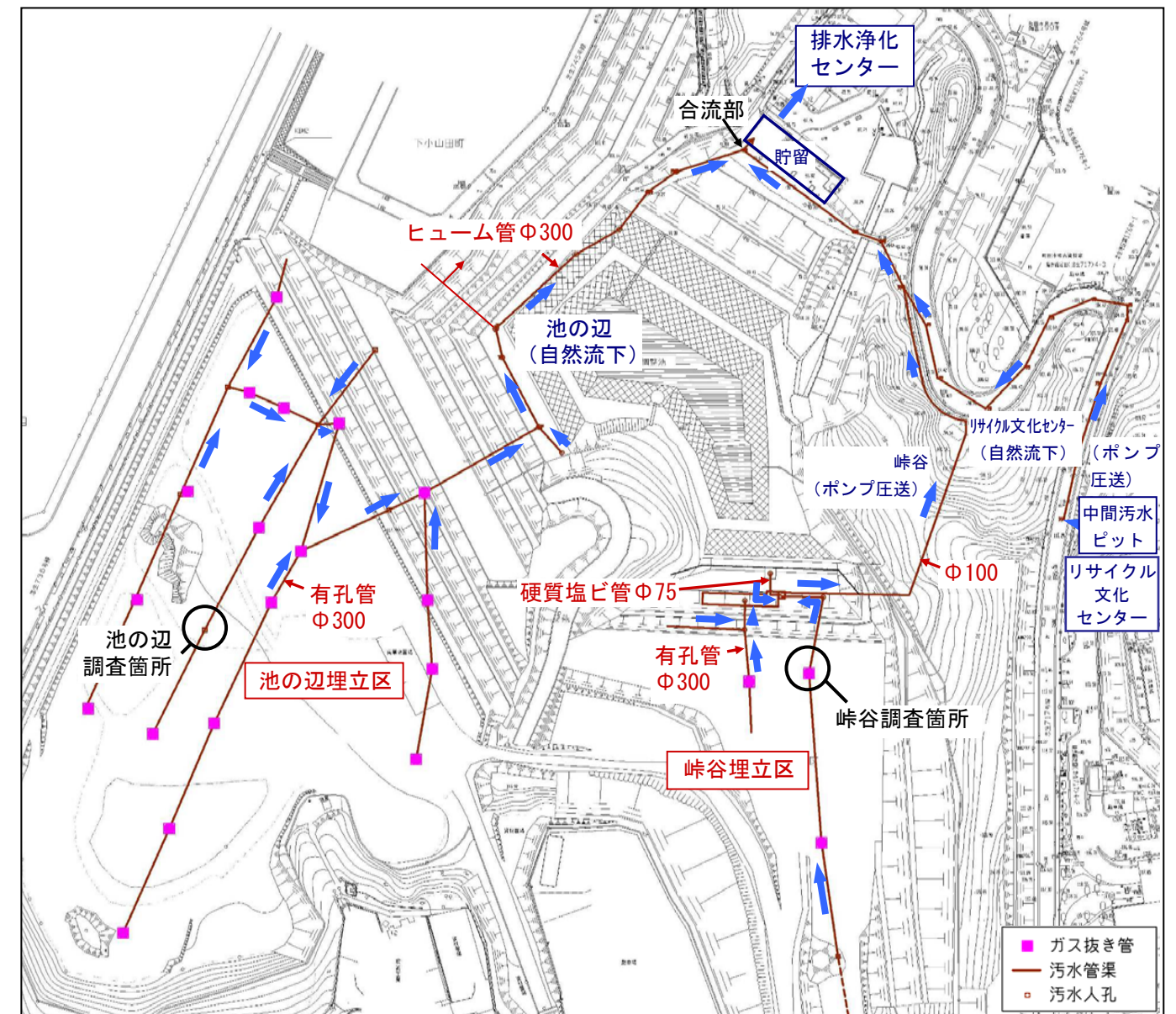
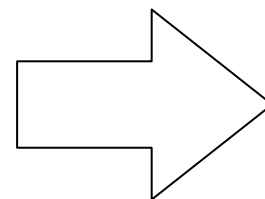
注3：網掛けは「環境基準値及び指針値」の超過を示す。

注4：「ND」は、定量下限値以下であったことを示す。

② ガス抜き管における埋立ガス性状調査の結果（他モニタリング業務）

項目・単位		採取年月日	定量 下限値	H18. 1. 30	
				池の辺	峠谷
メタン	Vol%		0.1	ND	ND
窒素	Vol%		-	78.3	79.4
酸素	Vol%		-	20.6	19.4
二酸化炭素	Vol%		-	0.9	0.5
硫化水素	cm ³		0.05	ND	ND
水銀	μg/m ³		-	0.013	0.059
温度	℃		-	20.5	18.0

注1：池の辺及び峠谷の調査箇所は右図参照



埋立ガス性状調査の位置図（他モニタリング業務）

2. 埋立地外での調査

(1) 地下水調査

① 地質調査の結果

調査箇所	MB No. 1 (池の辺西側)	MB No. 2 (処分場北側：最下流)	MB No. 3 (峠谷東側)	MB No. 4 (峠谷南側：三角地)	MB No. 5 (資材置場付近)	MB No. 6 (池の辺南側)		
孔口標高(T.P.+m)	119.093	89.160	112.294	121.627	118.036	136.880		
掘削延長	L=26.00 m	L=10.00 m	L=33.00 m	L=39.00 m	L=36.00 m	L=40.00 m		
地層の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地表面から 20.80mまで埋土層。埋土はローム主体。礫、黄灰色の砂、暗灰色の泥岩片が混入。また、焼却灰、プラスチック片、ガラス、ビニール、鉄等が少量混入。 ・20.80～22.00mまで黒褐色の有機質シルト層。低含水で固く、腐植物及び未分解の植物根が多量に混入。 ・22.00～22.70 mまで粘土層。 ・22.70～26.00mまで固結シルトと細砂の互層。被圧地下水頭は GL - 15.98 m (T.P.+103.11m)であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地表面から 4.80mまで埋土層。埋土はローム主体。砂や礫および粘土が混入。表層 20cm、0.50m、1.00mに碎石を薄く挟む。 ・4.80～7.20mまで黒褐色の有機質シルト層。低含水で軟らかい。全体に未分解の植物の茎や根が多量に混入。 ・7.20～10.00mまで細砂層。自然水位 GL - 3.66 m (T.P.+85.50m)を確認。最上部 30cmは固結シルトで、それ以深が細砂。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地表面から 3.55mまでローム層。1.70m付近まで草木の根が混入。軟らかく、含水量・粘着力は中位。2.00～3.55mまで粘土化。粘着力が強く含水量は少～中位。 ・3.55～33.00mまで固結シルト、固結粘土と細砂の互層。自然水位 GL - 10.14 m (T.P.+102.15m)を確認。全体的に固結シルトをブロック状・薄層～帯状(互層状)にて混入。褐色に固結した砂部分には粗砂を伴う。ところどころに小礫やシルト礫などを含む。また、ラミナ(色調が縞状となっている構造)が発達するところがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地表面から 14.30mまで礫混じりロームと廃棄物による埋土層。廃棄物には瓦礫、木片、金属片、燃え殻、ガラス片、陶磁器片、繊維くず、プラスチック片、ビニール片、焼却灰等が混入。 ・14.30～15.50mまで暗褐色の有機質シルト層。 ・19.20～37.40mまで黄褐色のシルト混じり細砂層と固結粘土、固結シルトの互層。地下水は被圧されていて、19.0～20.0mの水頭は GL-10.54m (T.P.+111.09m)。小礫やシルト礫などを含み、ラミナ(色調が縞状となっている構造)が発達するところがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地表面から 1.80mまでローム層。軟らかく含水量・粘着力は少位。 ・1.80～24.85 mまで黄灰色のシルト混じり細砂層と固結粘土、固結シルトの互層。自然水位は、GL - 10.09 m (T.P.+107.95m)。全体に炭化物片・軽石・細～中礫をやや多く混入。上部に固結粘土がブロック状に混入。固結シルトをシーム状に挟在。酸化変色した固結砂がところどころ挟在。ところどころに小礫やシルト礫などを含む。また、ラミナ(色調が縞状となっている構造)が発達するところがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地表面から 6.10mまでローム層。軽石・炭化物片が少量混入。最下部は褐色を呈し固結していた。 ・6.10～8.80 mまで火山灰質シルト層。8.80～10.90 mまで凝灰質粘土層 ・10.90～40.00 mまでシルト混じり細砂層固結粘土、固結シルトの互層。自然水位は、GL - 23.89 m (T.P.+112.99m)。10.90～33.00mまで固結シルトがブロック状・薄層状に混入。細～粗円礫が点在。33.00～40.00 mまで固結シルトと細砂の互層状(砂優勢)。 		
現場 透水 試験	透水係数 (cm/s)	1.4×10^{-4}	2.6×10^{-3}	5.7×10^{-4}	2.4×10^{-4}	3.7×10^{-3}	2.0×10^{-4}	
	平衡水位	(GL-m)	15.98	3.66	10.14	10.54	10.09	23.89
		(T.P.+m)	103.11	85.50	102.15	111.09	107.95	112.99
	帯水層状況	被圧地下水	被圧地下水	不圧地下水	被圧地下水	不圧地下水	不圧地下水	
	土層区分	Ds1	Ds1	Ds1	Ds1	Ds1	Ds1	
土質	シルト質細砂	細砂	シルト混じり細砂	シルト混じり細砂	シルト混じり細砂	シルト混じり細砂		

② 地下水質の結果

項目	検体名称 採取年月日 時刻 単位	定量 下限値	MB No.1	MB No.2	MB No.3	MB No.4	MB No.5	MB No.6	維持管理基準 ^{注1} 地下水環境基準 ^{注2}	モニタリング 井戸 ^{注6注7}	
			H19. 2. 20	H19. 2. 20	H19. 2. 20	H19. 2. 20	H19. 2. 20	H19. 2. 20		上流側	下流側
			12:10	16:40	16:00	15:40	12:40	15:30			
水素イオン濃度	pH	-	7.3	7.0	6.7	7.1	6.5	7.2	-	7.2	7.2
生物化学的酸素要求量	mg/L	0.5	1.1	0.6	0.8	6.1	ND	1.3	-	1.5	1.7
化学的酸素要求量	mg/L	0.5	2.6	1.6	5.5	60	1.0	5.4	-	0.6	0.7
浮遊物質	mg/L	1	23	2	7	150	22	85	-	ND	ND
塩素イオン	mg/L	0.1	8.6	13.1	4.0	32.6	17.8	9.2	-	4.1	7.8
電気伝導率	mS/m	0.1	14.1	33.9	8.4	51.2	18.9	13.8	-	18.6	15.4
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.05	0.57	0.05	0.11	1.83	2.07	0.51	10以下	0.75	0.04
フッ素	mg/L	0.05	ND	ND	ND	0.29	ND	0.07	0.8以下	ND	0.04
全シアン	mg/L	0.1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと	ND	ND
六価クロム	mg/L	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.05以下	ND	ND
総水銀	mg/L	0.0005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005以下	ND	ND
カドミウム	mg/L	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01以下	ND	ND
鉛	mg/L	0.001	0.011	ND	0.005	0.034	ND	0.024	0.01以下	ND	ND
砒素	mg/L	0.001	0.003	ND	ND	0.011	ND	ND	0.01以下	0.003	0.002
ホウ素	mg/L	0.02	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1以下	ND	ND
アルキル水銀	mg/L	0.0005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと	ND	ND
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.0005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと	ND	ND
ジクロロメタン	mg/L	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02以下	ND	ND
四塩化炭素	mg/L	0.0002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002以下	ND	ND
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004以下	ND	ND
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02以下	ND	ND
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.04以下	ND	ND
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1以下	ND	ND
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006以下	ND	ND
トリクロロエチレン	mg/L	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.03以下	ND	ND
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01以下	0.001	ND
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002以下	ND	0.0002
チウラム	mg/L	0.0006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006以下	ND	ND
シマジン	mg/L	0.0003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003以下	ND	ND
チオベンカルブ	mg/L	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02以下	ND	ND
ベンゼン	mg/L	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01以下	ND	ND
セレン	mg/L	0.001	ND	ND	ND	0.001	ND	ND	0.01以下	ND	ND
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	-	0.21	0.037	0.15	1.4	0.076	0.40	1以下	0.0615	0.0605

注1：維持管理基準は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和51年3月12日総理府・厚生省令第一号）」に示される基準である。

注2：地下水環境基準は、①「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示第10号）、②「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）に示される基準である。
（上記基準は、維持することが望ましい基準）

注3：「検出されないこと」とは指定の分析方法において、その結果が当該分析方法の定量下限値を下回ることをいう。

注4：ダイオキシン類のTEQ換算について①毒性等価係数は、WHO(1998)のTEFを用いた。②定量下限未満検出下限値以上の値はそのままその値を用い、検出下限未満の数値は検出下限の1/2の値を用いて各異性体の毒性等量を算出した。

注5：網掛けは「環境基準値超過」を示す。

注6：別途業務におけるモニタリングデータ（平成18年4月24日と10月12日の分析値の平均値、ダイオキシン類のみ平成17年8月9日と平成19年2月9日の平均値）

注7：「ND」は、定量下限値以下であったことを示す。

(2) 底質・水質調査

① 底質の測定結果

項目	検体名称		調整池 底泥	規制値等 ^{注1注2}
	採取年月日	時刻		
	単位		H19.2.20 12:00	
水素イオン濃度	pH		7.6	—
生物化学的酸素要求量	mg/L		36	—
塩素イオン	mg/L		8.2	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L		0.04	—
フッ素	mg/L		0.26	15
全シアン	mg/L		ND	1
六価クロム	mg/L		ND	0.5
総水銀	mg/L		ND	0.005
カドミウム	mg/L		ND	0.1
鉛	mg/L		0.002	0.1
砒素	mg/L		ND	0.1
ホウ素	mg/L		ND	—
アルキル水銀	mg/L		ND	検出されないこと
ダイオキシン類	pg-TEQ/g		240	150

溶出
含有量

- 注1：ダイオキシン類以外の規制値は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年2月17日総理府令第6号）」による。
- 注2：ダイオキシン類については「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成11年12月27日環境庁告示第68号）」による。
- 注3：ダイオキシン類のTEQ換算について
①毒性等価係数は、WHO(1998)のTEFを用いた。
②毒性当量の算出結果は、検出下限値以上の値はそのままその値を用い、検出下限値未満の値は検出下限の1/2の値を用いて各異性体の毒性等量を算出した。
- 注4：網掛けは「規制値等」超過を示す。
- 注5：「ND」は、定量下限値以下であったことを示す。

② 水質の測定結果

項目	検体名称		調整池 水	環境基準 ^{注1}
	採取年月日	時刻		
	単位		H19.2.20 10:20	
水素イオン濃度	pH		7.8	6.0以上8.5以下
生物化学的酸素要求量	mg/L		4.5	8以下
塩素イオン	mg/L		59.3	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L		0.28	10以下
フッ素	mg/L		ND	0.8以下
全シアン	mg/L		ND	検出されないこと
六価クロム	mg/L		ND	0.05以下
総水銀	mg/L		ND	0.0005以下
カドミウム	mg/L		ND	0.01以下
鉛	mg/L		0.002	0.01以下
砒素	mg/L		ND	0.01以下
ホウ素	mg/L		ND	1以下
アルキル水銀	mg/L		ND	検出されないこと
ダイオキシン類	pg-TEQ/L		0.15	1

- 注1：環境基準は最終放流先である鶴見川（D類型）のものとした（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）。ダイオキシン類についてはダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成11年12月27日環境庁告示第68号）による。
- 注2：「検出されないこと」とは指定の分析方法において、その結果が当該分析方法の定量下限値を下回ることをいう。
- 注3：ダイオキシン類のTEQ換算について
①毒性等価係数は、WHO(1998)のTEFを用いた。
②毒性当量の算出結果は、検出下限値以上の値はそのままその値を用い、検出下限値未満の値は検出下限値の1/2を用いて各異性体の毒性等量を算出した。
- 注4：「ND」は、定量下限値以下であったことを示す。

(3) 臭気調査

① 臭気測定結果（池の辺埋立区の西側敷地境界）

項目	検体名称			規制基準 ^{注1}	区域区分			
	S-1	S-2	S-3					
	採取年月日	時刻						
	H19.3.1	13:55	H19.3.1	13:55	H19.3.1	13:55		
臭気指数	—	10未満	10未満	10未満	10	第一種区域		

- 注1：規制基準は、「悪臭防止法（昭和46年6月1日法律第91号）」及び「東京都環境確保条例（平成12年12月22日東京都条例第215号）」による。

② 臭気測定結果（浄化センター・焼却施設の敷地境界）

項目	検体名称				規制基準 ^{注1}	区域区分		
	浄化センター 風上	浄化センター 風下	焼却施設 風上	焼却施設 風下				
	採取年月日	時刻						
	H18.7.25	13:55	H18.7.25	13:55	H18.10.25	—	H18.10.25	—
臭気指数	—	10未満	10未満	10未満	10未満	12	第二種区域	

- 注1：規制基準は、「悪臭防止法（昭和46年6月1日法律第91号）」及び「東京都環境確保条例（平成12年12月22日東京都条例第215号）」による。

3. その他調査

(1) MB No. 1 掘削物調査

項目	検体名称 採取 単位 年月日	MB No. 1	MB No. 1	MB No. 1	MB No. 1	MB No. 1	MB No. 1	MB No. 1	MB No. 1	土壤参考値 ^{注1}	
		GL-3.30m~ GL-3.40m	GL-5.00m~ GL-5.50m	GL-5.75m~ GL-6.00m	GL-8.30m~ GL-8.65m	GL-11.50m~ GL-11.75m	GL-14.45m~ GL-14.60m	GL-15.35m~ GL-15.50m	GL-17.70m~ GL-17.85m		
		H19.2.1	H19.2.2	H19.2.2	H19.2.2	H19.2.2	H19.2.2	H19.2.2	H19.2.3		
溶出試験	水素イオン濃度	pH	9.4	8.5	8.1	7.9	8.2	8.1	8.0	7.7	—
	塩化物イオン	mg/L	176	160	13.5	1.3	0.2	0.2	0.7	0.3	—
含有	鉛	mg/kg	600	730	47	23	19	13	10	16	140
その他	熱灼減量 (乾式換算)	wt%	9.8	9.9	3.9	2.8	2.9	1.9	3.4	3.9	—
	比重	—	2.557	2.703	2.656	2.734	2.758	2.699	2.666	2.662	—

注1：土壤参考値は「土壤汚染対策法の施行について（平成15年2月4日環水土第20号）」の「別紙1 土壤中の特定有害物質が自然的原因によるものかどうかの判定方法」に示される自然的レベルの範囲とみなせる含有量（全量分析）の上限値の目安である。

注2：網掛けは「土壤参考値超過」を示す。